

制定 平成30年遠野市告示第153号
改正 平成31年遠野市告示第 58号
令和元年遠野市告示第 44号
令和元年遠野市告示第 79号
令和 3年遠野市告示第 20号

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさと納税を活用する事業の趣旨、内容及び成果を明確化することにより寄附文化の醸成に資するとともに、ふるさと未来投資家の遠野市に対する関心及び関与の増大並びに関係段階の高度化を確保し、市内の中小企業等がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達によって地域産業資源を活用した地域経済の好循環の拡大を図るため、地域産業資源を活用した移住交流又は起業を促進させるための事業の実施に係る経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第 226号）第37条の2に規定する特例控除対象寄附金の支出をいう。
- (2) ふるさと未来投資家 遠野市ふるさと納税実施要綱（平成30年遠野市告示第 152号）第6条第1項に規定する事業に対する支援の意思を表示し、ふるさと納税をした寄附者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、遠野市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する中小企業者、小規模事業者その他の地域活性化に資する事業を行う団体で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 事業計画を確実に実施する人員、体制、資金等を備えていること。
- (2) 補助事業で整備した施設を管理運営できる人員、体制、資金等を備えていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

2 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除く。

- (1) 政治目的の実現のために結成された政党、組織、結社その他の団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第 126号）第2条に規定する宗教団体
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）に規定する規制の対象となるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有するもの

(6) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしたもの

(補助金の交付対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 移住交流促進事業 地域産業資源又は遠野遺産認定条例（平成19年遠野市条例第12号）第3条に規定する遠野遺産を活用した事業で、移住交流の促進に資する事業

(2) ふるさと起業家支援事業 認定創業支援事業計画による支援を受けた起業で、地域産業資源を活用し、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

2 補助事業は、持続可能な開発目標（平成27年9月25日第70回国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標。）の達成に資する取組とする。

3 補助金の交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（事業承認）

第5条 前条の補助事業の承認を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、事業に着手する日の30日前まで（現に存する固定資産を主とする場合又は固定資産の取得を伴わない場合にあつては、当該取得に関する契約を締結する日の30日前まで）に、次に掲げる書類を添えて、遠野市ふるさと未来投資支援事業承認申請書（様式第1-1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 遠野市ふるさと未来投資支援事業計画書（様式第1-2号）

(2) 事業紹介書（様式第1-3号）

(3) 市税納税状況等確認承諾書（様式1-4号）

(4) 定款（個人にあつては不要）

(5) 役員名簿（個人にあつては不要）

(6) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、遠野市ふるさと未来投資支援事業承認（非承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者（以下「承認事業者」という。）に通知する。

3 市長は、前項の審査において、別に定める機関、その他協議会等の有識者会議に諮問することができる。

4 承認事業者が前2項の規定による承認通知を受けた事業（以下「承認事業」という。）の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、第1項に掲げる書類を添えて遠野市ふるさと未来投資支援事業承認事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請を受け、承認しようとする場合には、その申請があつた日から30日以

内に承認事業者へ通知する。

6 第3項の規定は、前項の審査においてこれを準用する。

7 市長は、承認事業者が次のいずれかに該当すると認める場合には、指定を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく、第2項又は第5項の承認後1年以内に事業を開始しないとき。

(2) 第3条第2項に規定する要件の該当に至ったとき。

(3) この告示又は市が定める規程に違反する行為があったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、この要綱の規定による認定等を受けたとき。

8 市長は、承認を取り消したときは、補助金の交付の決定を取り消す。

(事業開始の届出)

第6条 承認事業者は、前条第2項に規定する指定の通知を受けた承認事業を開始したときは、当該事業の開始の日から10日以内に遠野市ふるさと未来投資支援事業開始届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(事業承継の届出)

第7条 合併、譲渡、相続その他の事由により、承認事業を承継したものは、その承継の日から30日以内に、承継を証する書類を添えて、遠野市ふるさと未来投資支援事業承認事業承継届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、承認事業者が法人又は人格のない社団等（以下「法人等」という。）で、当該法人等の代表者の変更について準用する。

(承認事業に対するふるさと納税の受領額の通知)

第8条 市長は、ふるさと未来投資家が承認事業への支援の意思表示のあるふるさと納税を受領したときは、当該ふるさと納税の受領額を認定事業者へ通知するものとする。ただし、市長が当該ふるさと納税の受領に伴い、地方税法第37条の2第2項に規定する返礼品等を提供した場合は、同項に基づき総務大臣が規定する第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第2条第2項に定める金額に相当する額を、当該ふるさと納税の受領額から差し引いた金額とする。

(補助金の交付申請等)

第9条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表第2のとおりとする。

2 認定事業者は、前条の規定に基づき市長から通知を受けたふるさと納税の受領額から第5条第2項の規定に基づき市長から承認を受けた事業費の額（当該承認事業計画の事業内容を変更する場合の事業費の額を含む。）を充当しても、当該事業年度内に余剰が生じるときは、当該承認事業計画に定める目的のため積立基金を設置するものとし、補助金の交付申請に遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金積立基金事業計画書（様式第9号）を添えて市長に提出することができる。

3 認定事業者が前項の規定に基づき積立基金を設置する場合は、第4条第3項の規定に関わらず積立金を補助対象経費とすることができる。

(補助金の交付決定等)

第10条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書（様式第13号）により、当該申請者に通知する。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第12条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業者の変更
- (4) 前3号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

（補助事業の経理等）

第13条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

（事業の実施状況の報告）

第14条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、及び検査することができる。

（事業完了の届出）

第15条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して10日以内に遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業完了届（様式第14号）を市長に届け出なければならない。

2 第10条第2項の規定により変更の承認をしたときは、前項の規定を準用する。

3 承認事業者が、第10条第1項に規定する補助金の交付決定の前に、第5条第2項で承認の通知を受けた承認事業が完了したときは、前2条の規定を準用する。

4 市長は、第1項に規定する届出があったときは、当該事業の実施内容を検査し、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業完了検査結果通知書（様式第15号）により、当該補助事業者に通知する。

（積立基金の実績届）

第16条 補助事業者は、第9条第2項の規定に基づき積立基金を設置したときは、当該基金事業期間に係る毎年度3月末日までに、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業積立基金事業実績届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業積立基金事業実績届の要旨を、当該基金事業期間に係る毎年度3月末日までに公表するものとする。
- 3 補助事業者が前項に規定する遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業積立基金事業実績届の要旨の情報を、交付決定の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前2項の規定は適用しない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以降に適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和元年8月20日から施行し、改正後の遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和元年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用し、又は施行する。

- (1) 第9条の規定 令和元年6月1日
- (2) 第4条第2項の規定 令和2年4月1日

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者又はこの告示の施行日以降に補助金の交付を受けることとなった者の令和2年度分の補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

事業区分	補助事業		補助金の額
	補助対象 経費区分	内容	
ふるさと移住交流促進事業	移住・定住 環境整備事業	広告宣伝費、旅費交通費、使用料、手数料、委託料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、研究開発費、研修費及び建物、建物付属設備並びに構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費、機械装置、車両運搬具、備品の購入並びに賃借料	定額（当該事業に対して、ふるさと納税の寄附者が支援の意思を表示し、ふるさと納税を行った寄附額の合計額から市長が別に定める額を除いた額）
	交流・対流 活性化事業	広告宣伝費、旅費交通費、使用料、手数料、委託料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、研究開発費、研修費及び建物、建物付属設備並びに構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費、機械装置、車両運搬具、備品の購入並びに賃借料	定額（当該事業に対して、ふるさと納税の寄附者が支援の意思を表示し、ふるさと納税を行った寄附額の合計額から市長が別に定める額を除いた額）
ふるさと起業家支援事業	起業・創業 事業	広告宣伝費、旅費交通費、使用料、手数料、委託料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、研究開発費、研修費及び建物、建物付属設備並びに構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費、機械装置、車両運搬具、備品の購入並びに賃借料	定額（当該事業に対して、ふるさと納税の寄附者が支援の意思を表示し、ふるさと納税を行った寄附額の合計額から市長が別に定める額を除いた額。ただし、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第1項の規定に基づく認定創業支援等事業計画による創業支援等事業により支援を受けた創業者が創業する場合、当該創業に係る施設整備費、機械装置費及び備品費に要する費用については、当該ふるさと納税の合計額の2倍を超えない額を補助上限額とする。）
	新事業開拓 事業	広告宣伝費、旅費交通費、使用料、手数料、委託料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、研究開発費、研修費及び建物、建物付属設備並びに構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費、機械装置、車両運搬具、備品の購入並びに賃借料	定額（当該事業に対して、ふるさと納税の寄附者が支援の意思を表示し、ふるさと納税を行った寄附額の合計額から市長が別に定める額を除いた額）

別表第2（第9条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付申請書	第6号	別に定める日
	1 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業計画書	第7号	
	2 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金収支予算書	第8号	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第10号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
	1 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業計画書	第7号	
	2 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金収支予算書	第8号	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付申請取下げ届出書	第11号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金請求書	第12号	事業完了日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	1 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業実績書	第7号	
	2 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金収支精算書	第8号	
	3 その他事業実績を証する書類		

様式第1-1号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業承認申請書（ 事業区分名 ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により遠野市ふるさと未来投資支援事業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 事業計画

遠野市ふるさと未来投資支援事業計画書

様式第1-2号(第5条関係)

遠野市ふるさと未来投資支援事業計画書
(事業区分)

1 事業名

2 持続可能な開発目標(SDGs)の取り組み

3 事業の目的

4 事業の目標(効果)

5 事業の内容

6 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

7 ふるさと納税希望額

8 事業の経費

経費区分	内容・必要理由	経費内訳	経費
合計			

9 資金調達方法

区分	金額	資金調達先
自己資金		
市補助金		
金融機関からの借入金		
その他		
合計		

補助金総合額の手当方法		
区分	金額	資金調達先
自己資金		
金融機関からの借入金		
その他		
合計		

様式第1-3号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市ふるさと未来投資支援事業の承認審査における納税状況確認のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

また、遠野市ふるさと未来投資支援事業として承認される期間において、納税等に関する情報が確認されることについても併せて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

（氏名の記載は、自署又は押印）

（注意）補助事業者が団体の場合は、代表者及び代表者が欠けたときに代表者の職務を担う役員全員分の承諾書を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名） 様

遠野市長



遠野市ふるさと未来投資支援事業承認（非承認）通知書

年 月 日付けで申請があった標記事業について、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり事業を承認したので（次の理由により事業を承認しないこととしたので）通知します。

- 1 事業区分
- 2 事業名
- 3 事業計画（非承認の理由）

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業承認事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認通知があった遠野市ふるさと未来投資支援事業について、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第5条第4項の規定により、次のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 理由

2 内容

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

届出者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業開始届

年 月 日付け 第 号で承認の通知があった標記事業の実施について、
次のとおり開始したので届出します。

1 事業区分

2 事業名

3 事業開始届出者

住所（所在地）

名称（商号又は屋号）

氏名（代表者名）

4 事業の内容

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

届出者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業承認事業承継届

年 月 日付け 第 号で承認の通知があった標記事業の実施について、
次のとおり事業承継したので届出します。

1 事業区分

2 事業名

3 承継する事業者

住所（所在地）

名称（商号又は屋号）

氏名（代表者名）

4 承継の内容

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付申請書

年度において遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付申請書の交付を受けた
いので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業区分

2 事業名

3 補助金交付申請額 円

4 事業の承認

様式第7号（第9条関係）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業計画（実績）書

1 事業名

2 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み

3 事業の目的

4 事業の目標（効果）

5 事業の内容

6 事業の経費

7 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第8号（第9条関係）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金収支予算（精算）書

1 補助事業名

2 収入 (単位：円)

経費区分	予算額 (変更前)	精算額 (変更後)	比較増減		摘要
			増	減	
計					

3 支出 (単位：円)

経費区分	予算額 (変更前)	精算額 (変更後)	比較増減		摘要
			増	減	
計					

様式第9号（第9条関係）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金積立基金事業計画書

1 補助事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

2 補助事業名

3 基金積立年月

年 月

4 事業期間

年度から 年度まで（ 年間）

5 年度別事業計画

（単位：千円）

年度	積立額		事業費		事業内容
		うち補助金		うち取崩額	
累計額					

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

様式第11号（第9条関係）

年 月 日

遠野市長 様

届出者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

㊞

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 事業区分

2 事業名

3 請求額	金	円
補助金交付決定額	金	円
うち前金払受領額	金	円

4 振込先

- (1) 金融機関名及び支店名
- (2) 預金種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義（フリガナ）

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題中「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第13号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

様

遠野市長



遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容

遠野市長 様

届出者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ — — ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業完了届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（事業承認）の通知があった
標記事業が完了したので、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の
規定により届け出ます。

1 事業区分

2 補助事業名

3 補助金交付決定額 金

円

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名） 様

遠野市長



遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業完了検査結果通知書

年 月 日付けで事業完了の届出があった標記事業について、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第15条第4項の規定により、次のとおり完了検査の結果を通知します。

1 補助事業完了検査結果

事 業 区 分	
補 助 事 業 名	
補 助 事 業 者	
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 額	円
事 業 承 認 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
事 業 着 手 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 確 認 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	

2 補助対象事業費及び補助金交付額の確定

補 助 対 象 事 業 費 確 定 額	円
補 助 金 交 付 確 定 額	円

年 月 日

遠野市長 様

届出者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

連絡先電話番号（ - - ）

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業積立基金事業実績届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業で積み立てた基金の実績について、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により報告します。

1 補助事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

2 補助事業名

3 基金積立年月

年 月

4 事業期間

年度から 年度まで（ 年間）

5 年度別事業実績

（単位：千円）

年度	積立額		事業費		事業内容
		うち補助金		うち取崩額	
累計額					

6 ホームページの掲載（アドレス）

